



J A F 公認準国内競技

公認番号 2026-5406



2026 年 J A F 九州ダートトライアル選手権第 5 戦

2026 年 J M R C 九州ダートトライアルチャンピオンシリーズ第 5 戦

とびうめダートフェスティバル 2026

開催日 2026 年 8 月 9 日（日）

場 所 テクニックスタージタカタ

特 別 規 則 書（草案）

協 賛

アッドブレインズ ジャパン 株式会社

オーガナイザー

J A F 加盟クラブ ARCとびうめ
(T O B I U M E)

公 示

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟（JAF）の公認のもとF I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（J A F）の国内競技規則およびその細則ならびに JMRC九州ダートトライアル競技統一規則書、2026年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定ならびに本競技会特別規則書に従い準国内競技として開催される。

第1条 競技会名称

2026年 J A F九州ダートトライアル選手権 第5戦
2026年 JMRC九州ダートトライアルチャンピオンシリーズ 第5戦
とびうめダートフェスティバル 2026

第2条 競技種目

4輪自動車によるタイムトライアル（ダートトライアル）

第3条 格 式

J A F公認 準国内競技 公認番号 2026-5406

第4条 競技会開催日

2026年8月9日(日)

第5条 競技会開催場所

テクニックステージタカタ ダートコース
〒739-1805 広島県安芸高田市高宮町原田 3969 TEL:0826-57-1717

第6条 オーガナイザー

J A F加盟クラブ ARC とびうめ（TOBIUME） 代表者 立川 仁
所在地 〒818-0104 福岡県太宰府市通古賀2-3-47 オートショップサンハウス内
T E L : 092-925-0708 F A X : 092-929-4968
e-mail : sunhouse@minos.ocn.ne.jp Website : <http://tobiume.booo.jp/>

第7条 大会役員及び大会競技役員

大会役員

大会会長	小清水 昭一郎
組織委員長	榊 淳一
組織委員	八塚 勝博 森澤 輝男

競技役員

1) 審査委員会

審査委員長	善家 康裕
審査委員	梅本 一成

2) 競技役員

競技長	榊 淳一
副競技長	八塚 勝博
コース委員長	三宮 卓也
計時委員長	小野 守
技術委員長	柳畑 拓史
救急委員長	長井 忍
事務局長	榊 淳一

第8条 大会事務局及び参加申込場所

第6条に同じ。（担当 榊 淳一 090-3733-2934）

第9条 参加受付及び参加費用

1) 参加受付期間

2026年7月13日（月）～7月29日（水）必着

2) 参加費用

選手権クラス、レディースクラス ¥15,000
選手権クラス、レディースクラス参加の学生 ¥10,000（学生証）
オープンクラス ¥8,000
クローズドクラス ¥8,000

※65歳以上の参加者は各クラス¥12,000とする（クローズド、オープンクラスは除く）

※2025年度九州学生チャンピオンシリーズ成績優秀者および学生に対する特別割引有り（JMRC九州会則第16条）

3) JMRC九州統一申込書(JMRC九州 web サイトにてダウンロード可)に必要事項を記入しメールにて送付すること(郵送可)。

なお参加料は指定口座に振り込むこと(現金書留可)。※振込手数料は参加者負担とする。

振込口座：西日本シティ銀行 太宰府支店(店番 230)

普通 3031830 榊 淳一(サカキ ジュンイチ)

4) メールによる申込の場合、申込先からの返信をもって完了とする。返信のない場合は申込先に必ず連絡すること。参加受理書は発行しない。

第10条 タイムスケジュール

2026年8月9日(日)

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| ・ゲートオープン | 6:30 |
| ・第1回審査委員会 | 6:40 |
| ・公式受付 | 7:00~8:00(ダンロップブリッジ横スーパーハウス) |
| ・公式車検 | 7:10~8:10 |
| ・コースオープンA(慣熟歩行) | 7:20~8:20 |
| ・ドライバーズフリーフィング | 8:30~8:45 |
| ・コース試走及びマーシャル走行 | 8:50~ |
| ・第1ヒート開始 | 9:00 |
| ・コースオープンB(慣熟歩行) | 第1ヒート終了後50分間 |
| ・第2ヒート開始 | コースオープンB終了10分後 |
| ・表彰式 | 第2ヒート終了後 |

第11条 参加車両及びクラス区分

1) 選手権クラス

- ・AT1 クラス：2ペダルオートマの2輪駆動のAE・PN・N・SA・SAX・B車両
- ・AT2 クラス：2ペダルオートマの4輪駆動のAE・PN・N・SA・SAX・B車両
- ・N2 クラス：1600ccを超える4輪駆動のN車両
- ・PN1+ クラス：1586cc以下の2輪駆動(FF)のAE・PN・N・SA・SAX車両
- ・RWD クラス：後輪駆動のPN・N・SA・SAX・B・SC・D車両
- ・S1 クラス：1586ccを超える2輪駆動(FF)のSA・SAX車両及び
排気量区分無し2輪駆動(FF)のB・SC・D車両
- ・S2 クラス：4輪駆動のSA・SAX車両
- ・C クラス：排気量区分及び駆動方式区分無しのSAX・B・SC車両
- ・D クラス：排気量区分無し4輪駆動のD車両

2) レディースクラス(JMRC九州CHシリーズ) JAF九州選手権対象外

排気量区分及び駆動方式区分なし

3) クローズドクラス

排気量区分及び駆動方式区分なし

4) オープンクラス

排気量区分及び駆動方式区分なし

5) 参加車両は2026年JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定及びJMRC九州統一規則に適合した車両とする。

6) 競技車両の変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。

7) 車両変更申請は参加確認受付終了までとする(同一クラスにかぎる)。

第12条 参加者および競技運転者

1) 参加者は、有効なJAF発給の競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし競技運転者は参加者を兼ねることが出来る。

2) 競技運転者(ドライバー)は有効な自動車運転免許証とJAF国内競技運転者許可証B以上の所持者であること。クローズドクラス、オープンクラスはライセンスの有無は問わない。

3) その他何らかの理由により警察等行政機関により処罰もしくは疑義のあるものは参加できない。

4) 選手権クラスおよびレディースクラス参加ドライバーは、競技中に有効な1,000万円以上(クローズドクラス、オープンクラスは200万円以上、またはJMRC九州共済)の傷害保険又はJMRC九州スポーツ安全保険に加入していること。当日受付時に、その保険証書(コピー可)もしくはJMRC九州発行のメンバーズカード(JMRC九州共済+スポーツ安全保険保険)を提示すること。

他地区からの参加者も所属地区の発行した加入を証明するものを提示すること。提示出来ない場合は、当日受付にて主催者等 JMRC 九州スポーツ安全保険加入クラブに所属した上で、3,300 円(65 歳以上は 2,500 円)を支払い JMRC 九州共済と JMRC 九州スポーツ安全保険に加入することが出来る。クロードクラス、オープンクラスの参加者は 1,000 円を支払い、臨時会員として JMRC 九州共済を申し込む事が出来る(当日限り 200 万円まで保証)。なお参加受付時の加入手続きは混雑するので事前加入を推奨する。

JMRC 九州非会員および JMRC 九州共済未加入者については、九州チャンピオンシリーズの得点対象とならない。

- 5) 当日参加受付にて保険加入の確認が出来ない者は、競技に参加出来ない。
- 6) 九州選手権クラス・レディースにおいて、競技運転者はレーシングスーツを着用すること。オープンクラス、クロードクラスはレーシングスーツが望ましい(レーシングスーツが準備出来ない場合は肌の露出がないよう長袖、長ズボン、グローブ、シューズを着用すること)。
- 7) ヘルメットは 2026 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱」に記載されたものを着用すること。
- 8) 参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。
- 9) パドック内は全てパドック委員の指示に従い、徐行とする。
- 10) 表彰対象者は、必ずレーシングスーツ着用(オープンクラス・クロードクラスを除く)の上、表彰式へ出席する事。

第 13 条 同一競技会の参加制限

- 1) 同一運転者は 1 つの競技会で 1 つのクラスのみ参加できる。
- 2) ダブルエントリー(重複参加)は 1 台の車両に 2 名までとする。
- 3) クロードクラス、オープンクラスについては、1 台の車両で 3 名までの重複参加を認める。

第 14 条 参加申込み方法

- 1) 参加車両名は 15 字以内とし、必ず車両名(形式ではなく通称名：インプレッサ、ランサー等)を入れること。
- 2) 組織委員会は国内競技規則 4-19 に従い、参加申込者に対して理由を明らかにし参加を拒否することができる。この場合、参加料は返却手数料¥1,000 を差引返還する。なお参加申込み後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。
- 3) 参加者は、参加申込み後不可抗力により参加できない時は、受付終了までにオーガナイザーにその旨を連絡しなければならない。

第 15 条 車両検査

- 1) 競技会技術委員長は、公式車検を実施する。また、車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合し参加申告したものと見なされる。
- 2) 参加者は出走可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で車両検査を受けなければならない。車両検査で不合格の場合、または技術委員の修正指示に従わない場合は当該競技に参加できない。
- 3) すべての参加者は車両検査と同時にスピード競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査を受けること。
- 4) 競技番号(ゼッケン)は公式車両検査前までに、車両の左右のドアに四辺を完全にテープ等で貼付すること。競技期間中に競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合は、これに従うこと。
- 5) 競技会技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
- 7) 競技会技術委員長は検査項目について、競技会審査委員会の承認のもと、競技終了後上位入賞者に対して最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8) 競技会技術委員長が行う検査および再車検検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 9) 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両公認書、車両諸元表、カタログ等を提示し証明しなければならない。

10) 競技車両は、車両検査終了後から正式結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されるものとし（コース走行中または走行のための移動を除く）車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、オーガナイザーの管理下におかれる。

第16条 慣熟歩行

コースの慣熟はコースオープン時間内に歩行にて行う。

第17条 スタート

- 1) スタート方式は、ランニングスタートとする。
- 2) スタートは原則としてゼッケン順に行う。

第18条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す「スピード競技における旗信号に関する指導要項」および FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 H 項に定められた信号によって伝達される。

国旗またはクラブ旗：スタート合図

黄旗：パイロン移動、転倒、脱輪

黒旗：ミスコース

赤旗：危険有り。直ちに停止せよ。

緑旗：コースがクリアされた。

チェッカー旗：ゴール合図

第19条 計時

- 1) 計測は競技車両が最初のコントロールラインを横切ったときより開始し、最終のコントロールラインを横切ったときに終了する。
- 2) 計測は自動計測器にて行い、1/100 秒までを記録する。バックアップは自動計測器及び 2 個以上のストップウォッチによる手動計測とし、ストップウォッチを使用した場合はその平均値（1/100 秒まで）を記録する。

第20条 順位決定

競技は、2 ヒートで行う。2 ヒートの内良好なヒートのタイムを採用し最終の順位（競技結果）とする。同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

- 1.セカンドタイムの良好な者。
- 2.排気量の小さい順。
- 3.競技会審査委員会の決定による。

第21条 罰則規定

- 1) 次の行為をした場合、参加者及び競技運転者は本競技会を失格とする。
 - 1-1.競技役員の指示に従わなかった場合。
 - 1-2.不正行為をした場合。
 - 1-3.コースアウト等で当人以上に損害を与えたとオーガナイザーが認めた場合。
 - 1-4.車両検査を受けた後から車両保管が解除するまでの間に技術委員長の承認を得ずに競技車両の変更改造を行った場合。
 - 1-5. ドライバーズブリーフィングに参加しなかった参加者は、当競技会の競技参加資格を失効する場合もある。この場合、参加料は返却しない。
- 2) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 3) スタートの合図後 10 秒以内にスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに 5 秒加算する。
- 4) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに 5 秒加算する。
- 5) コース上のマーカー（パイロン）の移動、又は転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムに 1 回につき 5 秒を加算する。ペナルティの対象となるパイロンは、コース図にて発表する。
- 6) ミスコース、コースのショートカットと判断された場合は当該ヒートを無効とする。但し、ミスコース、コースのショートカット等に気づき直ちに車両を正しいコースに戻した場合はこの限りではない。
- 7) 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 8) スタートして 5 分以内にゴールしなかった場合、当該ヒートを無効とする。

第22条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第 12 条に従い、抗議する権利を有す。

- 1) 抗議を行う時は、必ず書面により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料（1 件につき 21,200 円）を添えて競技長に提出すること。

- 2) 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
- 3) 抗議により車両の分解検査等に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。この車両分解に要した費用は技術委員長が算定するものとする。
- 4) 審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。
- 6) 技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 7) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第23条 競技会延期、中止又は短縮

- 1) 保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定によって競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) 競技の成立は第1ヒートが終了した時点で成立する。
- 3) 競技会の延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還する。ただし天災地変の場合はこの限りではない。

第24条 賞典

- 選手権クラス 1位～3位 JAFメダル・副賞
選手権クラス 4位～6位 副賞
特別賞 クローズド・オープン参加者の上位。
※参加台数により、各クラスの賞典の増減を行う。

第25条 損害の補償

- 1) 参加者および競技運転者は参加車両およびその付属品等の損傷、盗難、紛失などの損害又は、会場の設備器物を破損した場合、理由の如何に関わらず責任は各自が負わなければならない。
- 2) 参加者、競技運転者、メカニック、ゲストはJAFおよびオーガナイザー、競技役員、係員が一切の損害賠償の責任を免除されていることを了承していなければならない。
即ち、競技役員はその役務に最善を尽くすのは勿論であるが、もしその役務遂行によって生じたものでも参加者、競技運転者、メカニック、ゲスト、観客、大会関係者の死亡、負傷、車両の損害に対しては一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第26条 その他

- 1) 本規則は本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本規則に記載されていない事項については、FIA 国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した、JAF 国内競技規則とその細則、2026年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定、ならびにJMRC九州ダートトライアル競技統一規則に準拠する。
- 3) 本規則書発行後、JAFにより決定され公示された事項は、すべて本規則に優先する。
- 4) オープンクラス、クローズドクラス参加者の内、JAF 競技運転者許可証未所持の競技運転者は、JAF スポーツ資格登録規定に従い JAF 国内競技運転者許可証Bの申請資格を取得できる。

※ お知らせとお願い。

- ・今大会は四国ダートトライアル選手権に併催させていただいての競技会となります。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上
大会組織委員長